

久木小学校区住民自治協議会
第5回役員会補足資料

久小校区住民協事務局

連絡事項に関する件

(1) 30年度選択事業申請の件・・・現在考慮中の案件は、全市的に進めている「健康づくり」活動の一環として、「ポールウォーキング運動」を地域に普及させようという事業です。

申請の期限は10月15日です。

(2) 「(仮称)自治基本条例検討に係るワークショップ」への参加依頼・・・当住民自治協議会発足により、すでに始まっている首題ワークショップへの参加依頼が来ております。次回は9月9日(土)(第10回、1回/月のペースで全16回)です。複数名の参加を希望しております。

(3) 11月度開催予定の会員との意見交換会の件・・・広報の関係で、本会で大要の了解を得ておきたいと思います。下記の想定です。詳細は今後の役員会、連絡会等で討議していきます。

日時；11月4日(土)、13:30~15:00 (15時から11月度役員会開催)

内容；①これまでの活動報告と意見交換、②今後の予定と意見交換(特に会館運営、会館祭、住民協運営関係者の充実について)、③その他

審議事項に関する件

(1) 「住民協ひろば」特別号の件

今回が最終の審議の機会となりますので慎重審議をお願いします。

今後の予定は、最終的に会長チェックの後、9月10日ごろ印刷へ(大久保印刷を予定)、20日ごろ印刷完了、9月末に「返子広報」と同時に、小学校区内全戸配布となります。

(2) 地域活動センター・久木会館の運営と活用に関する件

① 運営に関して・・・

◆現在の指定管理者の指定期限は30年3月末日までです。30年4月以降の指定管理者は、次の予定で決定されます。

9月9日(土)、指定管理者合同説明会 9月22日(金)、次の指定管理者の申請書提出期限

◆市と事前協議の結果、次のケースが想定されます。

(a)住民自治協議会が新たな指定管理者となり、同時に地域活動センターからコミュニティセンターに変わる。

(b)久木連合町内会が引き続き指定管理者となる。そして指定期間内の速やかな時期に、久木連合町内会に代わって住民協が指定管理者となり、同時にコミュニティセンターに変わる。

◆市は、コミュニティセンターとしての費用負担の用意がある。又コミュニティセンター運営に関して柔軟に協議する準備がある。

◆条例に示される地域活動センターとコミュニティセンターの違いの大きなところは下記の通りです。

	地域活動センター	コミュニティセンター
趣旨・目的	比較的自由裁量	条例に明示
開館時間	9時~21時なるも、必要に応じて	9時~21時
休館日	比較的自由裁量	条例に明示
要員	必要に応じて	館長と必要な人員を配置
予約	それぞれで	コンピューターシステム
数	15か所	小坪、沼間の2箇所（市直営）

◆コミュニティセンターに変わる場合の考えられる問題点と利点は次のようです。

- ④ 条例で示された要員に企画力を備えた人材を確保することが、最も重要なポイントと考えられます。
- ⑤ 逆に人材が確保できれば、将来のコミセンの姿として考えられる、自主事業、地域の生活相談の場、コミュニティサービスの拠点としての活用の道が、速やかに開けてくると期待されます。又センターとしての持続性も確保されてきます。

② 活用に関して・・・

地域の拠点としての活用を広めるために、住民の交流の場として会館祭を開催することを提案します。祭が開催出来れば、将来の人材開拓の意味から有意義な会合になるものと期待します。

時期としては、総会との関係を考慮しながら来春を予定。

詳細は、別途プロジェクト編成で（或いは拠点部会を中心に）検討していただくこととなります。

以上